

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第64号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年2月4日 17時05分ごろ	
発生場所	広島県広島市広島港内旧太田川河口付近 広島港観音マリーナ南防波堤東灯台から真方位078° 1,955m付近 (概位 北緯34° 21.5′ 東経132° 26.1′)	
事故等調査の経過	平成23年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 <sup>ちょうえつ</sup> 長悦丸、185トン	
船舶番号、船舶所有者等	134740、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	右舷船尾船底部に擦過傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、船首喫水約1.00m、船尾喫水約2.40mの空船で広島港内旧太田川河口付近の岸壁を離岸し、約4ノットの対地速力で南進中、平成23年2月4日17時05分ごろ潮流に圧流されて付近の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗揚場所付近をこれまでに4回航行したことがあり、浅所があることを知っていたが、潮高や潮流については十分に考慮していなかった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p>	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	あり
	判明した事項の解析	本船は、広島港を南進中、船長が潮流を考慮した操船を行わなかったことから、潮流に圧流され、旧太田川河口付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、広島港を南進中、船長が潮流を考慮した操船を行わなかったため、潮流に圧流され、旧太田川河口付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	